

川崎西法人会からのお知らせ vol.98

かわにし

多摩区・麻生区の「地域」「企業」「税」についての情報です。



法人会キャラクター
「けんた」

地域の元気な企業紹介	2
地域を歩いて	3
川崎西税務署からのお知らせ	4、5
地方税のお知らせ	6、7
税制改正について	8、9
新春講演会・賀詞交歓のつどい	10
活動報告	11
活動報告(絵はがきコンクール)	12、13
行事予定・新入会員紹介とお知らせ	14、15



2018

多摩区のポピー

春



麻生川の桜



公益社団法人

川崎西法人会

<http://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>

法人会会員 地域の元気な 企業 紹介

麻生区

千代ヶ丘ゴルフクラブ

〒215-0005 川崎市麻生区千代ヶ丘5-1-33
TEL:044-955-3333
HP: <http://chiyogaokagolf.com/>
<業務内容>ゴルフ練習場



2代目支配人の白井 洋之さん。

地域密着のアットホームなゴルフクラブ。日の出からの営業が魅力。

麻生区千代ヶ丘の閑静な住宅地にある「千代ヶ丘ゴルフクラブ」。現支配人が1歳の時の昭和47年に父親がオープンさせた。当時はまだまわりには何もなく、建築制限などもなかったことから、なにか始めてみようかと、当時ブームになっていたボウリング場にするか、またはゴルフ練習場にするか迷い、結局ゴルフ練習場を経営することに。

2代目となった白井支配人は、前職では社会人ラグビーをやっており、ラグビーを引退するタイミングで職もやめることに。そして若い頃になろうと思っていた教職員になるための勉強をしながらアルバイトでゴルフ練習場を手伝いをしたことが家業を継ぐきっかけになった。それが今からちょ

うど20年前の出来事。

勉強しながらアルバイトをしていたところ、知り合いから「ずっとラグビーをやっていたのだから、ゴルフのプロの資格をとってここを継いだらどうか」といわれ、ラグビーをずっとやっていたし、体を動かすのは好きだし、それもいいかなと思うようになり、いつしかプロを目指すことに。「これまでゴルフをやったことがなかったの、そうまくはいきませんでしたけどね」と白井さん。アマチュアで活動しているうちに、色々な方とも知り合い、協会の役員やアマチュアの競技員などにもなり、この道で行くことに。

千代ヶ丘ゴルフクラブは地元に愛される

地域密着のゴルフ練習場で、一番の魅力は、日の出とともにオープンすること。出勤前や、ゴルフのラウンド前の練習としても多くの人に重宝されている。打ち放題制とコイン制があり、時間や目的にあわせて選択が可能。プロが所属しているの、スクールやプライベートレッスンも受けることができる。

「創業45年になりますが、地域の皆様に支えられてここまでやっていくことができました。ゴルフ人口は年々減っていますが、これからも地域に愛されるゴルフ場を目指し、頑張っていきたいです。」と最後に語ってくれた。ゴルフをやられる方は、日の出から始まる早朝の打ちっ放しを体験してみては。



練習でにぎわう様子。



プロのレッスン中。

地域を歩いて



生田の丘陵の中に眠る 1300年前の古墳群



小田急線の生田駅から津久井街道を登戸の方向に15分ほど歩き、根岸陸橋を府中街道に沿って左折すると根岸稲荷歩道橋がある。その東側の丘陵の中に、7、8世紀のものと考えられる根岸古墳群がひっそりとある。

歩道橋の袂から始まる坂道を、丘陵を目指して登っていくと、行き止まりの左手に赤い鳥居の三峰神社。そこから古墳群に至る竹林の遊歩道が始まるが、個人所有地なので、中には立ち入ることのないように歩きたい。竹林を通り抜ける気持ちの良い風と木漏れ日の中を進むと、右手に朽ちかけた柵があり、消えかけた文字で「根岸古墳」と書かれた丸木が立て掛けてあった。その先を見ると丸いこんもりとした小山がある。これが古墳なのか。そして竹林の奥にも、もう一つ小山らしきものが。道はそこから下りになるが、竹林の下の方にもさらに小山を見つけることができた。遊歩道に案内板のある4号墳が5基中最大のもので、直径約19m、高さ2.2mの大きさだという。

あとの2基は（調べると少し離れた丘陵先端部の斜面に築かれているとの説明）、残念ながら見つけることができなかった。

ところでこの根岸古墳群は、1951（昭和26）年の県道拡張工事の際に、2基の古墳が発掘調査された。木棺を納めてある古墳の内部は礫層（れきかく＝棺の下方および側方に礫を詰め上方を被覆するやや簡略な埋葬施設）で、副葬品としては須恵器、直刀の破片、玉類などがあったという。また古墳の周りには、葺石や埴輪などは全くなく、周溝も巡らされていなかったようだ。副葬品の年代や小円墳がいくつかまとまってある群集墳という形態を考えると、根岸古墳群は古墳時代終末期（7世紀後半から8世紀）に築かれた古墳群であることが予想できるといふ。

風と、竹がきしみ合う音だけが響く静かな竹林に佇み、ここに1300年も眠り続けている先人の魂に思いを馳せた。



古墳群遊歩道の入り口にある三峰神社



竹林の中に見える古墳のひとつ



道路の反対側、地域住民らが里山の育成に努める「日向山の森」

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3 の消費電力 60,000 時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン

メール便・ポスティングもお任せください!



株式会社ニッケン石橋

川崎市多摩区堰 1-15-30

www.nikkenmailbin.co.jp TEL044-829-5614



平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

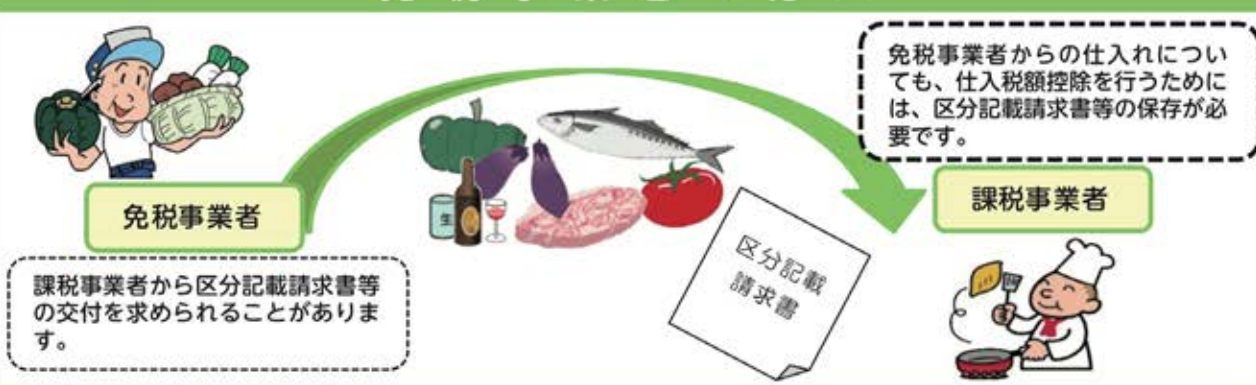
- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者**
- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
- 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
- 免税事業者の方** 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
XX年	月	日	摘要	税区分 借方(円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8% 43,200
(2)	(1)	(3)		(4)

《請求書の記載例》

- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事様	平成XX年11月30日	
11月分 131,200円(税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】0570-081-222
 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456
 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

平成30年度の自動車税の納期限は5月31日（木）です！

☛ 納期限までに納めましょう

自動車税は**4月1日現在の所有者**（割賦販売契約により購入した場合で**所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方**）が、その年度分を納めます。

お納めは、指定された金融機関の窓口の他に、全国の主なコンビニエンスストアでも可能です。

☛ 自動車税は、クレジットカードやインターネットバンキング、ＡＴＭ（現金自動預払機）でも納付できます

パソコンまたはスマートフォンを使用して、**クレジットカードで納付できます。**

また、**Pay-easy（ペイジー）**を利用して、インターネットバンキングやモバイルバンキング、ＡＴＭ（ペイジー対応のものに限ります。）で納付できます。

※ クレジットカードで納付できるのは納税通知書に記載の納期限までです。また、決済手数料が別途必要です。

※ Pay-easy（ペイジー）とは、金融機関が共同して構築・運営している収納・決済システムサービスの通称です。

☛ 車検時における自動車税の納税証明書の提示は省略できます

国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税の納税確認は電子化されています。

※ 納付後すぐに車検を更新する場合は、県が発行する納税証明書の提示が必要です。金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付して、納税証明書を受け取ってください。

なお、クレジットカードやペイジーを利用して納付した場合は、納税証明書は送付しませんのでご注意ください。

☛ お問い合わせ

ご不明な点については、県のホームページより「**県税便利帳**」をご覧ください。か、**自動車税コールセンター045（973）7110**へお問い合わせください。

※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようにお願いします。

月曜～金曜8：30～17：15（5月中は18：00まで。祝日、12/29～1/3を除きます。）

県税便利帳

検索



市税の窓口

●市税事務所・市税分室の担当課・係などの電話・FAX番号

お住まいの区または資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へお問い合わせください。

★が付いている業務は、住所地・資産所在地に関係なく、**すべての市税事務所・市税分室**で取り扱います。

※市外局番はすべて044です。

主な業務	お問合せ先	かわさき 市税事務所	こすぎ 市税分室	みぞのくち 市税事務所	しんゆり 市税事務所
	担当区域	川崎区 幸区	中原区	高津区 宮前区	多摩区 麻生区
●市税の証明書の交付・閲覧★ ●原動機付自転車等の登録・廃車等の手続き★ ●市税の還付 ●市税の口座振替納付 ●納税貯蓄組合	市民税課管理係 (市税分室管理担当)	200-3962	744-3222	820-6559	543-8957
●個人の市民税・県民税の申告・課税※1 (給与所得者に係る特別徴収を除く。)	市民税課市民税係 (市税分室市民税担当)	200-3882	744-3231	820-6560	543-8958
●固定資産税・都市計画税(土地)の課税	資産税課土地係 (市税分室土地担当)	200-3956	744-3241	820-6565	543-8971
●固定資産税・都市計画税(家屋)の課税 ●固定資産税(償却資産)の申告・課税※2	資産税課家屋係 (市税分室家屋担当)	200-3958	744-3243	820-6567	543-8973
●市税の納付★ ●市税の納税に関する具体的な相談 ●滞納市税の整理	納税課 (市税分室納税担当)	200-3890	744-3225	820-6571	543-8982
●FAX番号		200-3935	744-1223	820-6563	543-8990

※1 個人の市民税・県民税の申告書の提出に限り、すべての市税事務所・市税分室で受付を行います。

また、申告時期には、市税事務所・市税分室の所在しない幸区・宮前区・多摩区の各区役所で一定期間、支所・出張所でこれまでと同程度の日数、申告書の受付を行います。

※2 償却資産の申告書の提出に限り、すべての市税事務所・市税分室で受付を行います。

●かわさき市税事務所市民税課管理係、法人課税課の電話・FAX番号

下記の業務は、かわさき市税事務所が市内全ての区を担当します。

※市外局番はすべて044です。

主な業務	お問合せ先	電話番号	FAX番号
●軽自動車税の申告・課税	かわさき市税事務所・ 市民税課管理係	200-3963	200-3935
●個人の市民税・県民税の課税 (給与所得者に係る特別徴収)	かわさき市税事務所・ 法人課税課特別徴収係	200-2209	200-3908
●法人市民税 ●市たばこ税 ●入湯税 ●事業所税	かわさき市税事務所・ 法人課税課諸税係	200-3966	200-3908

●区役所・支所市税証明発行コーナー

区役所・支所市税証明発行コーナーでは、市税の証明書の交付・閲覧(5年度以上前の証明書の交付など、一部の業務を除く。)や、税に関する一般的な相談(支所は除く。)を受け付けています。

平成30年度 税制改正大綱 中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。
デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び
地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の
代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げた企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の

株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して轻くないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈

に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されま

す。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

《新春講演会と賀詞交歓のつどい》開催される

1月17日(水)ホテルモリノ新百合丘において、会員と一般の参加者など約100名以上がご出席のもと、恒例の《新春トークショーと賀詞交歓のつどい》が開催されました。

新春トークショーでは、風間杜夫氏を招き、ご講演いただきました。デビュー当時の貴重な話や大河ドラマ「西郷どん」の撮影裏話などをお話いただき、盛り上がりました。

続いて会員のみで行われた賀詞交歓のつどいでは、鈴木会長の年頭の挨拶をはじめ、ご来賓より篠原幹根川崎西税務署長、石川信弘しんゆり市税事務所長及び山田長満川崎商工会議所会頭の来賓挨拶に続き、原田 了神奈川県高津県税事務副所長の乾杯により懇談へと移りました。会場の和やかな雰囲気の中、会員による新年の交歓が行われました。



新春トークショー 風間杜夫氏



賀詞交歓のつどい

川崎西法人会活動報告

各委員会、部会、ブロックでは、それぞれ次の日程で研修会、ボランティア活動等を開催し、地域社会貢献活動の一環として、幅広く活動しています。ほとんどの活動には一般の方も参加可能となっております。
案内は地域広報誌(マイタウン・タウンニュース)に掲載している場合がございますので是非ご覧ください。

稲田第一・第二ブロック合同年末研修会

12月5(火)

於:柏屋

演題:「税に関する話」

講師:川崎西税務署 副署長
山田 孝一郎 氏



e-Tax 研修会

1月26日(金)

於:法人会 会議室

講師:川崎西税務署
個人課税第1部門
上席国税調査官
安藤 久美子 氏

実際にパソコンを使用し、e-Taxのしくみや申請方法など、設例に基づき研修を行いました。

麻生東・柿生ブロック合同研修会

2月23日(金)

於:ホテルモリノ新百合丘

演題:「税務調査の心構えについて」

講師:川崎西税務署 副署長
山田 孝一郎 氏



平成29年度 役職員研修会

2月15日(木)

於:湯本富士屋ホテル

①特別講演

演題:「サントリー流 やってみなはれ経営」

講師:サントリーホールディングス株式会社
取締役副社長
相場 康則 氏

②ザ・プレミアム・

モルツを楽しむ会



健康セミナー

2月19日(月)

於:ホテルモリノ新百合丘

講師:新百合ヶ丘総合病院 内視鏡内科 部長
牧山 裕顕 医師

本年度6回目となる「健康セミナー」を開催いたしました。今回は「消化器がん 最新の内視鏡診断と治療」～内視鏡でどこまでできるようになったか～について専門の医師よりわかりやすくお話していただきました。



生活習慣病検診

2月21日(水)・22日(木)・23日(金)

於:多摩区民会館

会員企業への福利厚生事業の一環として、年2回、2月と8月に行われています。多くの会員企業の方が受診されました。



見学研修会

3月9日(金)

富岡製糸場とサイボクハム

会員と一般参加者合計で40名と多くの方が参加し、世界遺産の「富岡製糸場」とお肉と健康の複合施設「サイボクハム」の見学研修会を実施しました。



ホテルモリノ新百合丘

小田急線 新百合ヶ丘駅 南口 すぐ

Telephone. 044-953-5111 (代表) <http://www.hotelmolino.co.jp>



ロビー・中庭 / Lobby, Garden

機能的で、現代感覚あふれる明るいゆとりの80室
250名様までご利用いただける宴会場と小宴会場
和食・洋食・中華の本格レストランに、バーラウンジ

R E S T A U R A N T

フレンチ *Chex* ダイニング

ゆりの

広東名菜

赤坂璃宮

stairs
LOUNGE

営業時間/7:00~21:00
ランチ 11:00~14:30
ディナー 17:00~21:00

月曜定休(祝日除く)
営業時間/11:30~21:00

営業時間/12:00~23:00
(バータイム17:00~)
*パーティ1名様2,000円より

各レストランでの個室、ラウンジでのパーティも承ります

税に関する小学生絵はがきコンクール

表彰作品のご紹介

女性部会では、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうために税に関する絵はがきコンクールを開催しました。



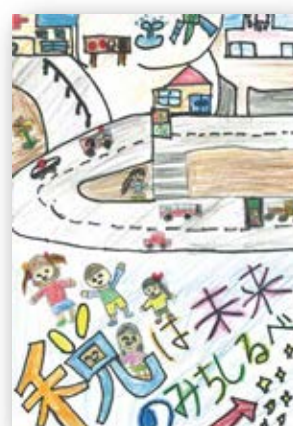
中野島小学校
時田 紗希さん



川崎西
税務署長賞
中野島小学校
玉置 紗也さん



中野島小学校
角田 皆実さん



王禅寺中央小学校
松尾 美沙季さん



川崎西納税
貯蓄組合
連合会長賞
中野島小学校
岡村 美海さん



川崎西
青色申告会賞
百合丘小学校
早川 あおいさん



川崎西
法人会長賞
王禅寺中央小学校
宮下 沙英さん



川崎小売
酒販組合
西支部長賞
中野島小学校
アンダーソン
さくら レイチェルさん



東京地方
税理士会
川崎西
支部長賞
王禅寺中央小学校
小林 靖剛さん



川崎西
間税会長賞
百合丘小学校
三上 千晴さん



銅賞
百合丘小学校
稲村 ほたるさん



銅賞
中野島小学校
伊東 夢奏さん



銅賞
西菅小学校
近藤 帆波美さん



銅賞
王禅寺中央小学校
山本 和希さん



銅賞
王禅寺中央小学校
平田 紫織さん

たくさんの応募ありがとう！
そして受賞したみんな
おめでとう！



川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- ・正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- ・月曜日～土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり

～ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受付者除く) ～



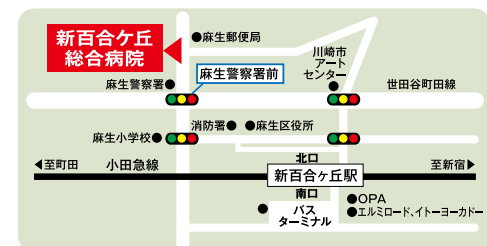
PET-CT

◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会

新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

☎0120-700-098

行事予定

平成30年4月～6月

行 事 名	開 催 日	時 間	会 場 等
☆新設法人説明会 共催	4月18日(水)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	6月6日(水)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
☆決算法人説明会 共催	4月19日(木)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	6月7日(木)	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
第6回通常総会	6月15日(金)	15:30～(予定)	ホテルモリノ新百合丘 7F (桧)
懇親会		17:30～(予定)	

※「☆」の付いている事業は一般の方もご参加いただけます。

お申込は法人会事務局までお願いいたします。
法人会事務局 TEL：044-980-4131・mail：info@kawasakinishihojinkai.or.jp

新入会員紹介

平成29年12月～30年2月

ブロック名	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
稲 田 第 一	株式会社ASFELL	古谷 和之	川崎市多摩区中野島6-28-26	090-3006-8579	デイサービス
	多摩区・麻生区で4事業所を運営しております。地域に貢献します。				
稲 田 第 一	株式会社みなオフィス	小野寺 美奈	川崎市多摩区登戸1792-2 グランドウール登戸508	090-8728-0650	経理事務代行業
	経理代行・事務代行。提携税理士あり。経理事務は外注し、本業へ打ち込んでください。				
稲 田 第 二	株式会社タンシキ	秋山 和久	川崎市多摩区登戸2283 1F	044-934-2540	コンサルティング業
	広報・PRのコンサルティングを行っています。元記者で広報実務経験があります。				
稲 田 第 二	BAR APRIL FOOL	越川 慎介	川崎市多摩区登戸2596-3 トミービル2F	090-9972-9996	飲食業
生 田	株式会社Luxem	吉川 大我	川崎市多摩区東生田1-10-1 板倉ビル4F	044-935-3652	訪問看護・デイサービス
	多摩区を中心に、デイサービス、訪問看護、居宅支援事業所を運営しています。				
生 田	株式会社TERRA	照沼 寛史	川崎市多摩区南生田1-21-8 南生田バルコポ103	044-573-6555	介護事業
	介護に携わる全ての人が笑顔になれる…私たちが目指す介護です。				
生 田	有限会社SOUP	片岡 智	川崎市多摩区生田2-11-8	044-819-7997	サービス
生 田	デリーター株式会社	金子 寛一	川崎市多摩区生田2-4-1	044-819-7424	製造・不動産
	老舗画材メーカーです。				
生 田	NPO法人新川崎放送協会	加藤 寛理	川崎市多摩区西生田3-6-6-308	044-328-5494	放送・メディア
	日本で一番おもしろいコミュニティFMを目指しています。				
柿 生	株式会社Virtuous Circle	関崎 淳一	川崎市麻生区はるひ野5-3-14 1F	044-322-8360	サービス業
柿 生	株式会社ウッドベル断熱	鈴木 聡	川崎市麻生区白山1-2-1-107	044-281-0985	建設(断熱)業
	麻生区で断熱(発泡ウレタン吹付)工事をやっています。				
管 外	株式会社LUNO Design	坂井 規久子	横浜市中区桜木町1-1-7 10F	045-228-5184	サービス業(空間デザイナー)
	個人事業で2011年創業。企業向けブランド構築支援として香り空間をご提案しています。				

川崎西法人会 正会員・賛助会員 入会のご案内

法人会は、約 90 万社の会員企業を擁する我が国でも有数の団体です。全国 442 の法人会が、それぞれの地域でさまざまな活動を行っており、「自らの向上」と「社会への貢献に参加する喜び」を共に分かち合える仲間を募集しています。

入会のメリット

税 務

「税制改正の要望」「税務研修会」
「税制セミナー」
「法人税勉強会」
「e-Tax 研修会」

経 営

「著名講師による講演会」
「経営のための講演会」
「無料法律相談」「情報誌の提供」
「簿記講習会」

交 流

「異業種交流会」「研修見学会」
「ブロック・青年部会・女性部会の活動」

社会貢献

「多摩・あさお区民まつり」
「県立 21 世紀の森」下草刈り活動
「見学研修会」

福利厚生

「経営者大型保障制度」
「経営保全プラン」「がん保険制度」
「生活習慣病検診」

無料法律相談

1. 相 談 日

毎月第4水曜日（8月・12月を除く）
2. 開催時間

午後2時～5時
3. 場 所

川崎商工会議所 多摩支所 多摩区登戸 2102-1（第2井上ビル2階）
川崎商工会議所 麻生支所 麻生区万福寺 1-12-7（山田ビル3階）
4. 相 談 員

担当弁護士
- 【平成 30 年の相談日】

■ 4 月 25 日（水）（場所は多摩支所） ■ 5 月 23 日（水）（場所は麻生支所）
■ 6 月 27 日（水）（場所は多摩支所）
- ※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所（044-952-1191）にてご予約を受け付けています。

※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。



無料融資相談

1. 相 談 日

毎月第 1 火曜日（8月・1月を除く）
2. 開催時間

午後 1 時～ 4 時
3. 場 所

川崎西法人会 会議室
麻生区はるひ野 1-15-1 リーデンススクエアはるひ野 102 号室
川崎商工会議所 多摩支所
多摩区登戸 2102-1 第 2 井上ビル 2 階
4. 相 談 員

川崎商工会議所 職員
- 【平成 30 年の相談日】

■ 4 月 3 日（火） ■ 5 月 1 日（火） ■ 6 月 5 日（火）
- ※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所（044-952-1191）にてご予約を受け付けています。

※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。



KAWANISHI NEWS

川崎西税務署広報大使の黒田雅之選手、防衛に成功！！

川崎西税務署広報大使の現日本フライ級王者の黒田雅之選手（31＝川崎新田）が 3 月 3 日に神奈川県川崎市のカルッツかわさきで行われた日本フライ級タイトルマッチ10回戦で 3 度目の防衛に成功！！

対戦選手の同級 1 位の長嶺克則選手（26＝マナベ）に対し、左ジャブでペースを握り、5 回の公開採点では 2-0 で優勢。インファイトの打ち合いでは黒田選手のパンチの精度が高く、やや離れた距離ではリーチのある長嶺がクリーンヒットを当てる、といった激しい打撃戦となった。8 回に左フックでダウンを喫するも、そこから再び攻勢に出て、3-0 で判定勝ちした。

ダウンを奪われての接戦になったが、黒田選手は「評価の高い選手で厳しい試合になると思っていた。ダウンはいつも想定している。主導権を握ったが安全にいった甘さが出た。ヒヤヒヤの防衛で世界は遠のいた感じ。反省もあるけど、とりあえずホッとしている」と苦笑しコメント。

黒田選手は主要とされる 4 団体（WBA、WBC、IBF、WBO）すべて世界ランク入り。13 年以来の世界再挑戦を目指しているが「こんな試合をしているようでは厳しい」と苦笑し、今後へ向けては「また一からやり直す。自分に厳しくいきたい。課題がなくなったら引退。希望は持っているし、楽しい」と前を見た。

川崎西法人会としても、身近な存在の黒田選手の今後の活躍を期待したい。



写真右から新田会長、黒田 選手。

お知らせ「第6回通常総会」開催のご案内

- 開催場所

ホテルモリノ新百合丘
- 開催日時

平成30年6月15日（金） 通常総会 15時30分（予定） 懇親会 17時30分（予定）
- 総会議案

1. 報告事項 ① 平成29年度事業報告の件 ② 平成30年度事業計画の件
③ 平成30年度収支予算の件
2. 決議事項 ① 第一号議案 平成29年度収支決算報告並びに監査報告承認の件



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新横浜支社 川崎北営業所/神奈川県川崎市高津区溝口1-9-1
(三井住友銀行溝ノ口ビル5F) TEL 044-844-6784

AIG AIG損害保険株式会社

横浜営業支店/神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19
(富士火災横浜ビル2F) TEL 045-277-3140



**国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで
行えます。**

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

編集後記

今年の冬は、記録的な寒さと豪雪が長引き、特に日本海側の公共交通機関が大混乱しました。近年各国でも気候の変化による大災害が続いています。また、お隣の韓国では平昌オリンピック及びパラリンピックが開催され、日本も選手の活躍で多数のメダルを獲得し、盛り上がりましたね。

川崎西法人会の情報誌「かわにし」は、今号で98号を迎えましたが、今年の秋には発行100号となり、その記念号の企画を広報委員が今から練っている最中です。100号の発行も楽しみにしていだければと思います。

広報委員 白田勝己

公益社団法人川崎西法人会広報委員会 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンススクエアはるひ野102号室
TEL 044-980-4131 FAX 044-980-4646 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp